

第10期 第5回 京田辺市ごみ減量化推進審議会議事録		
日 時	令和元年10月24日(木) 午後2時00分～午後4時05分	
場 所	京田辺市保健センター 第1保健指導室	
出席者	委 員 1号委員：河本 隆志 委員、榎本 昂輔 委員 2号委員：浅利 美鈴 委員、米田 泰子 委員 3号委員：寺西 章郎 委員、鈴木 俊寛 委員、 藤田 捷正 委員 4号委員：(欠席) 太田 邦彦 委員、藤森 真希子 委員、 多田羅 純平 委員 5号委員：中川 秀樹 委員、衣川 伸子 委員、 津熊 祥典 委員、中山 節子 委員	
事務局	経済環境部長 森田 政利 経済環境部副部長 迫田 英昭 清掃衛生課 課長 桝田 悟司、課長補佐 岩本 康裕、 主任 有馬 新太郎 甘南備園事務所長 飯島 信一	
オブザーバー	株式会社エックス都市研究所 小泉 春洋	
案件名	○報告事項 1. ごみ組成調査報告について 2. ごみ減量化等施策の実施報告について ○審議事項 1. 京田辺市災害廃棄物処理計画(素案)について ○その他 1. 一般廃棄物収集運搬新規許可について	
資 料	資料1－1 京田辺市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例及び条例施行規則の抜粋 資料1－2 審議会委員名簿 資料1－3 京田辺市ごみ減量化推進審議会委員名簿 資料2 平成30年度京田辺市ごみ組成調査報告書 資料3 平成30年度京田辺市ごみ組成調査について(概要版) 資料4 京田辺市災害廃棄物処理計画(素案) 資料5 京田辺市災害廃棄物処理計画(概要版) 資料6 ごみ排出量の推移	
概 要	・報告事項について、事務局より説明を行った。 ・審議事項について、事務局より説明を行い、ご了承いただいた。	

【開会】

事務局：皆様方におかれましては、公私ご多用の折、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。ただ今より、京田辺市ごみ減量化推進審議会を開催させていただきます。

事務局：（資料等の確認）

事務局：本審議会の会議につきましては、「京田辺市審議会等の会議の公開等に関する指針」に基づき公開で進めることになっております。本日、傍聴の受付を行いましたところ、2名の傍聴者の同室がありましたことを報告させていただきます。

事務局：（新任委員の紹介）

事務局：それでは、これより審議に入りますので、会長に会議の進行をお願いしたいと思います。

会長：早速ですが、本日の次第に沿って進めさせていただきたいと思います。報告事項
(1) 「ごみ組成調査報告について」を、事務局よりご説明いただきたいと思います。

【報告事項（1）ごみ組成調査報告について】

事務局：（資料に基づき説明）

会長：ありがとうございます。ただ今のご説明につきまして、何かご質問・ご意見はございますか。

副会長：市が収集したプラスチック容器包装は、最後はどのようにになっているか分かりますか。中国が受け入れを停止したことで、燃やしているのではないかと思っていますが、どうですか。

事務局：本市のプラスチック容器包装につきましては、市内にある民間事業者に処理を委託して、燃料化され、製紙会社に売却されています。

副会長：リサイクルをしているということですが、今は汚れていない物、食料品等が付着していない物ということで回収されています。ただし、資料を見ると色々な異物が含まれていたとなっています。リサイクルされる時点では、どのようになっているのですか。例えば、A級、B級といった具合になっているのか。または、異物が混入していてもいいの

か。異物が混入していても問題ないのであれば、現状のままでもいいのではないか。

会長：現状の異物混入をどのようにされているのか。このまま処理業者に委託されているかどうか、フローも含めてお聞かせください。

事務局：市では、「ごみの分別・出し方ガイドブック」を発行しており、プラスチック容器包装を排出する際には、汚れていないものを前提に排出してくださいとお願いしています。また、汚れているものは、簡単に洗ってきれいになるものだけを出してくださいとお願いしています。強固な付着物が取れないものは燃やすごみで出していただくという棲み分けの中で、きれいなプラスチック容器包装だけを燃料化しています。

会長：市で回収した後、一旦どこかの場所で開封されるのですか。それとも処理業者に直接搬入されているのですか。

事務局：収集した後、そのまま処理工場に搬入していますが、処理業者からも今のところ粗悪なごみ質のものが出てるという報告はありません。組成調査では若干の異物の混入がありましたら、上品質なプラスチック容器包装が排出されていると考えています。

会長：結局、燃料利用で、かつ、RPFという紙を混ぜるものになるので、この見ていく範囲の異物であれば、そんなに問題が起こっていない状況だと思います。

副会長：生ごみの中にプラスチックごみが多く含まれているという結果になっています。それは、汚れたプラスチック容器包装は燃えるごみの中に入れても構わないとされているのだから、多くなって当然かと思っています。この組成調査の結果、プラスチック容器包装は、プラスチック容器包装に入れなさいと言わないと意味がないと思いますが、その辺はどういう考えたらいいですか。

会長：プラスチックごみのプラスチック包装への分別率は何%ぐらいですか。ごみの中のプラスチック容器包装として分別していただいている割合がどれくらいなのか。多分、全国平均が3割か4割だったと思いますが、そのあたりが深く関係してくる話だと思います。

事務局：平成30年度のプラスチック容器包装の回収実績は354tとなっています。家庭系ごみは、全体で13,289tとなっております。パーセンテージまでは出せていないです。

会長：13,289t中、燃やすごみは何tですか。

事務局：燃やすごみは 11,108 t です。

会長：約 11,000 t で、1割がプラスチックごみだとして 1,100 t です。その内、プラスチック容器包装が 354 t であれば分別率は余り高くないです。その辺り、せっかくデータがあるので精査して他の都市と比べて見ていただきたいと思いますが、恐らくプラスチックごみの分別は、あまりよくないと思います。

副会長：ごみ置き場を見るとたくさん捨てられていますが、軽量なので少ないのでしょうか。

会長：他のプラスチック容器包装を分別している都市に比べても少ないといます。

副会長：きれいなものしかプラスチック容器包装で捨てられないからでしょうか。

会長：その辺は、もう少し中身を見てみないと分からないです

委員：自販機の横にごみ箱があり、そこにペットボトルやカンを分類して入れるようになっています。当然、事業系ごみとして処理されると思いますが、飲み残しなども有り、とても汚いです。そういう事業系のペットボトルは、どう処理されていますか。燃やすごみになっているとか、そういうこと知りたいです。

会長：ありがとうございます。自販機横の回収ボックスは容器回収のためとされていますが、最近、ごみ箱化しているという指摘が結構あります。情報をお持ちでしたら、お願いします。

事務局：自動販売機の横で業者の方が回収されているペットボトルにつきましては、一般廃棄物ではなく、産業廃棄物という形で、民間業者になってくると思います。市では、ご家庭から排出される一般廃棄物を収集しています。事業系でも、事務所から排出された生ごみなどの事業系一般廃棄物と言われるものは、市の施設で処理しています。今、おっしゃっていただいたペットボトルについては、市の施設で処分が出来るものには該当していないと思います。

会長：ペットボトルの回収率は 90%以上と言われています。今おっしゃった自販機横の場所にもありますが、自販機で販売したものが 10 本だとしても、何倍ものごみが色々なところから集まり、ごみが溢れてしまう。それが風等で飛んで散乱することもあり、残された課題の 1 つになっています。家庭から排出されたものが入っている可能性もあり、今後、議論の余地があるのではないかでしょうか。

委 員：結局、産業廃棄物として燃やして処理している訳ですか。

会 長：いや、原則はリサイクルです。

委 員：ラベルやキャップを取って、リサイクルをされているのですか。

会 長：場所により異なりますが、飲料メーカー等でされています。煙草等の異物が入つていれば別ですが、粉碎してペレット化して、リサイクルされている事業所はあります。ただ、状態の悪いところが多いので残渣率は高くなってしまいます。

先程のプラスチックごみの分別率、今ざっと計算すると2割程度なので、他都市と比較すると少し低い感じはあります。今後のポイントになると思います。

委 員：平成23年度組成調査以降にごみの分別が変わり、ごみのリサイクル状況も改善されてきているということですが、この7年間であった効果的な施策等があればご教授いただきたいと思います。また、組成調査の結果を活かして、こうすれば分別が良くなるといった市の取り組みを教えていただきたいです。

事務局：平成28年10月から、ごみの分別区分を11区分から14区分に変更させていただき、その際にプラスチック容器包装の分別区分を設けました。分別区分の変更が年度途中の10月になるので、その前後の平成27年度と平成29年度のごみの総排出量を比較すると、平成27年度には20,804tの排出があったのに対して、平成29年度には18,847tと、20,000tの大台を切っています。平成30年度は横ばいの18,970tとなり、20,000tを切った状態です。総量としては減っていますので、市民の皆さんの意識が向上しているのではないかと思っています。

委 員：人口自体がこの7年で約6千人増える一方、ごみ減量の努力をされている方が増えている現状の現れだと思います。分別をしてごみを排出するという市民意識の向上があったからか、または、市として何か特別な対策や施策を行って減っていったのか。実際、一般市民からすると市の職員の方々がどのような動きをしているのか、なかなか見えてこないものがあります。具体的に、ごみ減量化に努めるような対策や施策をこの7年間に実施されていると思いますが、これが結構効果的だったといったものがあれば、ご教授していただきたいです。

事務局：平成28年度に紙ごみやプラスチック容器包装の分別収集を開始しました。また、粗大ごみの有料化、市民の持込みごみも従前は無料だったものを有料化しました。大きな施策はこの4つになります。この中で、分別区分が多くなり、ごみを出すのに意識的にな

られたということもあると思います。粗大ごみ及び持込みごみについては、基本的には受益者負担の観点からの有料化ということで、結果的にはごみの減量にもつながっています。あとは市民の持込みごみについて、無料だったものが有料化されたことで減量が進んだと考えています。

委 員：ありがとうございます。

事務局：平成28年10月に分別収集区分の変更や粗大ごみ・持込みごみの有料化を実施しました。平成28年4月から全自治会での個別説明会と各地区の大きな説明会を開催させていただきました。関心が高い中で説明会を実施させていただいたことが一番効果的であったと思います。直接、市民の皆様方からお声を聞くことで、こういう施策はどうだということで皆さんに賛同していただいたと思います。

あと小学校4年生を対象にした「もったいないポスター展」や環境衛生センター甘南備園での見学会も実施しています。新たな分別区分がスタートした時に、子供を対象にプラスチック容器の分別を強調させてもらい、各家庭と一緒にごみの分別について考えてくださいと説明してきました。そういうことが、ご家庭での分別意識の向上になり、大きな混乱もなく分別区分の変更が出来たと考えています。

啓発活動は非常に効果があると思っていますので、地道に出前講座や説明会などを行っていきたいと考えています。また、平成29年には広報紙の「広報京たなべ」に、これまでの3Rの状況などを掲載させていただきました。その内容もかなり反響がありましたので、そういう活動が分別に大きく貢献していったのではないかと考えています。

委 員：今の質問に関連しますが、10年前から「京田辺エコパークかんなんび」というリユース主体に活動している団体があります。市のバックアップがあつて運営できるのですが、市民の方が持ち込まれたまだ使える物をリユース品として安く販売をしています。本来ごみとして扱われた物なので、そのままだと燃やすごみ等とされることとなります。ごみとして扱っているものを無料でいただき、それをリユースすることによってごみの減量化に大きく貢献していると思います。こういった活動で大きい実績のある団体は他にはないと思います。これは京田辺市が大きく自慢していい内容であると思っています。

委 員：市民だけではなかなか厳しいと思うので、行政、市民と民間企業で縁をつないで活動することによって、市民に浸透していくと思います。

副会長：資料の「プラスチック容器包装の組成割合」の項目において、円グラフの横の上の写真、混入していた異物とありますが、本来はどのように捨てるのですか。燃えるごみで捨てるのですか。

会長：本来は燃えるごみで捨てていただきたい物です。

副会長：もう一つ。資料の「4 さらなるごみの減量化の可能性に向けて！」の「燃やすごみ中の資源化（リサイクル）可能物の割合」のところで、プラスチック類が 56.78%とされています。つまり、プラスチック容器包装に入れるべき物とプラスチック容器包装に入れてはいけない物の間違がある訳ですね。だから、その部分を皆さんに分かってもらわないと同じ間違いが起こってくると思います。「これは紙ですよ。リサイクル可能な紙なので、燃えるごみではなく紙ごみに入れてください。」とか「燃えるごみの中のプラスチック容器包装については、出来るだけ水で洗ってプラスチック容器包装の中へ入れて下さい。」とか、啓発していかないと同じことになりごみは減らない。私もこれ見て、たくさん間違っていると思いました。ビニールの紐はプラスチック容器包装の中に捨てていました。たくさん間違っていると思いましたが、細かいことは分からないです。商品に書いてあれば分かりますが、それ以外の物は自分で考えて捨てています。結構間違っていると思いました。

会長：幸いプラスチック容器包装の方は燃料化して燃やしているので、個人的には目立ち過ぎない限り、いいのかなと思っています。プラスチックごみの分別率が 2割くらいで、そこをどうやって上げるのか。

委員：プラスチックを分けて出した場合、週 2回の燃やすごみで出す量は少なくなると思います。私の妻は、少々のプラスチックごみは、燃やすごみの中に入れていますが、私は洗ってプラスチック容器包装の日に出しています。町内をまわってごみを見ていると、燃やすごみの日の月曜日はすごい量が出ています。外から見てもプラスチック類と厨芥類が混ざって入っているのが分かります。プラスチックの分別率を増やそうと思えばごみの有料化しかないと思います。それを考えてはどうですか。

会長：いきなり、この場でそうしましょうとは言えませんが、重要なご意見として承りたいと思います。一方で、高齢化などこれに逆行するような状況もありますので、そこはしっかり今後の議論にさせていただきたいと思います。

あとは、市民の方への啓発も含めて、食品ロスも相当、他都市と比べても多いという印象を持ちました。ここも実態を見ていただいて、今後皆様のお知恵をお借りしていかなければいけないと感じております。京都市では 40 年間、毎年この調査をやっていますが、それと比べても相当多い印象を持ちました。

ただし、手つかずの食料品の写真を見ていると、恐らく京都市では出てこない家庭菜園や農業の中で自宅用に作られた野菜等が入り、多くなっているのではないかと思いました。昔だと、畑に梳き込んだりされていましたが、最近は鳥獣害があるので、ごみとして出てくるのかと思いました。それこそお裾分けとか直売所とかで上手く回せないかといったア

イデアも含めて、今後議論していければと思っております。

また、このデータは分かりやすくしていただいているので、是非とも色々なところで発信していただきたいと思います。

基本的な例としては、サンプルの量とか採取された世帯数という部分を入れていただきてもいいかと思いましたので、ご検討いただきたいと思います。

委 員：京田辺市や近隣市町村に養豚業者はありませんか。養豚業者がある所だと厨芥類はすごく減ります。もちろん、分別はしなければいけませんが。ただ、飲食店やホテルなどの事業系のごみしかできない気がします。一般家庭から出るごみの中から厨芥類を分別するのはしんどいと思いますが、ありませんか。

事務局：京田辺市内で養豚をされているとの話は聞いたことがないです。

会長：今回は家庭ごみの話ですが、家庭ごみと事業系ごみにおいて、生ごみの出る量はほぼ同じくらいだと思われますので、家庭ごみの生ごみをどう減らすかというのも重要ですし、事業系の生ごみがどうなっているかも今後の議論の中では一つの大きなポイントになっていくかと思います。ありがとうございます。

次の論点も関係してきますので、適宜ごみの実態の内容に戻りたいと思います。ひとまず、報告はここまでにさしていただきます。次は、「ごみ減量化施策の実施報告について」ということで、今の話の中でも出てきた点も多いですが、報告事項で挙げていただきていますので、ご説明いただきたいと思います。

【報告事項（2）ごみ減量化等施策の実施報告について】

事務局：（資料に基づき説明）

会長：ありがとうございます。資料の方は、施策というよりもデータという感じなので、今後深く議論するにあたっては、口頭で述べていただいたような、いつどういった施策を実施したのかといったことも併せて整理していただければいいと思いました。先程からの議論の裏付け的な情報も含めて、取りまとめていただいたものだと思います。ご質問やご意見があればお願いします。

副会長：この資料において、手数料の記載された部分が2箇所あります。粗大ごみ手数料と持込ごみ手数料とありますが、これは収入ですか。分別することによって必要になったお金ですか。

事務局：粗大ごみについては、従前は無料で収集していましたが、受益者負担の観点から

平成 28 年 10 月より、品目別等に分けて、粗大ごみ処理券を買って貼付・排出するという制度に改めました。粗大ごみ処理手数料は、収入として処理経費の一部に充てさせていただいています。

もう一つは、先程減っているとお話をさせていただきました市民の持込みごみです。こちらも平成 28 年 10 月から有料化になりました。以前は、市民の持込みごみは無料で受け取っていましたが、ごく少数の方が繰り返し持ち込まれていることが分かってきました。他の方の負担した税金等で、一部の方が受益を受けられているのは公平ではないという議論の中で、ごみを持ち込まれる方に対して、10 kg当たり 150 円という費用をご負担いただき、施設を運営する費用等に充てています。

副会長：1 年間で、どのくらいの収入になるのですか。

会長：市民持込で 150 万、粗大ごみ手数料が 1,000 万です。上手く有効活用して、皆さんの活動が円滑になるようにしていかないと駄目ですね。

委員：持込みごみというのは、家庭から排出された一般ごみですか。

事務局：基本的に、持込みごみは市のごみ処理施設で対応できるもので、大掃除などで一時に大量に排出される場合等に持ち込まれるものです。通常の収集日に出していくだければ無料になりますが、持ち込まれた場合は 10 kg当たり 150 円をいただいている。

委員：空きビンの回収をされていますが、これはリサイクルされていますか。最近は、ビンからプラスチックとかアルミ缶に代わり、流通量が減っていると思います。例えば、一升瓶ならリターナブル瓶として再利用されていますが、京田辺市ではどのような状況ですか。カレットでリサイクルされていますか。

事務局：ビンについては、収集した状態のまま委託業者に引き渡して、そこで再資源化されています。

委員：引き取りは有料ですか。

事務局：はい。

委員：今、ビンでもプラスチックと一体となったのが多くあります。プラスチックで溶着したようなビンも多いと思いますが、それも分別しているのですか。例えば、油の入ったビン、食用油のビンでもキャップの部分はプラスチックだったりします。ものすごく硬くて、なかなか取れないのですが、それはどこで分別されているのですか。ビンの溶鉱炉

に投入して、熔解して燃やしているのですか。

事務局：それも含めて、お金を支払って業者に委託しています。

会長：京田辺市では一升瓶の回収等の支援はされていますか。

事務局：リターナブルбинに対しての特段の取組はしておりません。

会長：binについては、プラスチック問題もあり見直されてきています。京都市でも以前から一升瓶の回収支援や拠点整備などをされていますが、簡単ではありません。ワンウェイビンは輸送費もかかりますし、難しい問題だと思います。他には何かありますか。

委員：勉強不足で申し訳ないですが、今、分別の話ばかりされていますが、分別することによって減量が出来ると言うことがよく分からないです。先程言わされたように人口が7万人まで増えて、ごみを減らさないといけない。

ただ、分別の話でペットボトルがどうと言われていますが、それはリサイクルの話であって、本来の目的は家庭ごみを減らす話ではないですか。だから、分別をして減量化ができる仕組みがよく分からないので、お教えいただきたい。

会長：食品ロスの話はまさに減量と直結する部分だと思います。見ていただいたとおり、ごみの半分が生ごみで、その半分が食べられるにも関わらず捨てられている。そこは明らかな削減対象かと思います。

一方で、プラスチックを減らす議論は、今日この場では出なかったですが、今後もっと議論していく話かと思います。分別に関しては、日本でも世界中でも色々な議論があります。ヨーロッパでは、サーキュラー・エコノミー、循環経済といって分別して、繋いで、閉鎖的に使っていくところを目指して舵を切っている訳です。

ご質問の中であった、分別と削減の関係性というのは、結構議論になっているところであります。プラスチックごみはその典型で、分別することによって、「こんなに排出されていたのだ」との認識になり、削減意識が働くのではないかという研究もあり、一定の削減になると思います。あと、生ごみをディスポーザーで処理するマンションがアメリカで一時増えましたが、簡単に捨てられることになるので、逆に生ごみが増え、負荷が増えたとする結果もありました。そういう意味では、分けるという行為が気付きに繋がって減量になることはあると思います。でも、もっと根本的にダイレクトにごみを削減できるような訴え方などが、分別に限らずあると思います。そこを是非、議論の中心にしていただきたいと思います。

委員：啓発は効果的なので、そこが一番重要だと思います。資料もこれだけ作られるのは、

すごく大変だったと思います。せっかく作ったので、家庭から出るごみ量を減らすことが一番重要だと思います。プラスチックごみの前段階の話を議論していかないといけないと思い、質問させてもらいました。

会長：ありがとうございます。そういう意味では、ごみ組成調査の結果の中にリサイクル可能性の話がありましたが、削減余地の考察もしていただいているので、その視点から整理や発信が大切ではないかと思います。是非、検討といいますか、皆さんとまた勉強した上で議論をしていければと思います。他はいかがでしょうか。

委員：持込ごみと粗大ごみを併せて手数料収入が約1,100万円となっていますが、これはどのように使われていますか。

事務局：市ではごみ処理施設を所有しており、ソフト面とハード面のどちらにも費用をかけています。特に焼却炉の方は古くなっています。安全運転の為のコストが掛かります。また、先程もありましたが、持込ごみやごみ収集には人権費もかかっており、そういったところに手数料は充てています。

会長：他はいかがでしょうか。

委員：プラスチックごみで理解できないことがあります。私も分別の努力をしていますが、先日、女房と喧嘩になりました。ペットボトルのエコキャップです。昔、エコキャップはボランティアで回収されていましたが、今はどうされていますか。ペットボトルはリサイクルされますが、キャップは取り外すということで、皆さんはキャップをどうするか分かりますか。女房は「プラスチックごみに入れる」と言い、私は「燃やすごみに入れる」と言い、それで夫婦喧嘩になりました。正確にはどちらですか。

事務局：プラスチック容器包装になります。

委員：それならば、もう少しPRしないといけない。

会長：ありがとうございます。もう一つ大きな議題を用意していただいているので、そちらに移させていただきます。

「京田辺市災害廃棄物処理計画（素案）の策定について」ということで、市民生活の中では身近な話題ではなかったかもしれません、台風で大変な被害を目のあたりにされているかと思います。昨今、温暖化等の影響もあり、どこでも想定外の災害が起こりうる中で、事前に計画を準備することが国で法律制定されました。それを受け、今回作成いただいた素案をご説明いただくということで、少し長い内容ではありますが、上手くかいつ

まんでご説明いただきたいと思います。

【審議事項 1 京田辺市災害廃棄物処理計画（素案）について】

事務局：（資料に基づき説明）

会長：ありがとうございます。基本的には資料の本体に内容が詰まっており、市民の皆様にお願いしないといけない注意事項等もこちらに込められていると思います。全部読むのはなかなか難しいと思いますが、特に市民向けの広報などの例も記載されていますので、そういったところも見ていただければと思います。

あと、ボランティアの関係も盛り込まれており、私達とも非常に密接したテーマになっています。初めて見たという方も多いと思いますので、基本的なことでも、ご意見でも、どんな視点からでも結構ですので発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

委員：被害想定で住宅の戸数が書かれていますが、京田辺市は今7万人の人口で戸数は何戸ありますか。概算でもいいので。

事務局：平成30年度版の京田辺市統計白書において、約27,600戸とされています。これは税務課の課税資料のデータになります。

委員：生駒断層地震はすごいですね。27,600戸のうち16,800戸が被害を受ける想定ですね。

会長：断層の所に家も多いということですね。全壊率も結構大きく見積もられています。恐らく地震だけではなく地盤的な脆弱さの要素もあるのだと思います。考えると、結構安心していられないと改めて思いました。

委員：20年前に東海地方で風水害が発生して、実家が水につかり床上浸水になりました。床上浸水というのは、ものすごく被害を増大させます。両親はいない空き家の状態でしたが、弟と2人で畳を近くの広場に運びました。畳を運ぶときの重さは半端じゃない。みんなで必死に運びましたが、仕方が無いので小さな台車を買ってきて乗せて、家財道具を全て運びました。テレビから何もかも、家の財産はほとんどアウトになってしまいます。床上浸水は本当に悲惨なものです。

最近、台風第19号でそういった状態が発生しています。京田辺市でも木津川が増水して氾濫するような状態になれば、同じようなことが起こると思います。ハザードマップでは浸水するところが表示されています。災害が起ころうからの対策が色々書かれていますが、別の部門に対しても、災害が起きた時のことを検討するように、この審議会から提言す

るのも一つだと思います。

それから、災害が発生した後の話が色々書かれており、災害ボランティアの話もここに出ていますが、ボランティアに来ていただくにしても、運営する方はお金がかかります。0円では出来ません。やはり、こういった災害が起こった場合、無償では駄目だと思います。そのためのボランティアだと書くのは簡単ですが、運営するにもお金が必要です。お金を誰が出すのかとなれば、やはり基金を作っていく必要があると思います。これは提案ですが、京田辺市でも災害対策基金を創設して運営してはどうかと思います。

災害対策基金というのは、ここで初めて発想するものではなく、他の市町村ではかなりされています。こういう基金の運営は枚方市でもされています。「ふるさと納税」で集めてもいいし、一般市民の募金で集めてもいいし、事業所に募金を求めてもいい。万一、災害が起こった場合に、慌てふためくのではなく、ボランティアの人々に協力を求める状態があった時に、お金を出せる体制を市として今から整理しておいた方がいい。災害のない場合は、基金に貯まっていく一方で、今からコツコツ積み立てはどうですか。ボランティアを募集するとき楽になります。交通費も支給するし、弁当代も出すから来て欲しいと言えば来てくれると思います。その体制を作つておかないといけないと思いました。長い話になりましたが、基本方針の中に基金設立の話を入れてもらえませんか。提案になりますが、議論していただきたいと思います。

会長：ありがとうございます。重要なご意見をいただいたと思います。一つずつ見ていくたいと思いますが、他に質問はありますか。

副会長：「8. 仮置場の選定と配置」の部分について、仮置場に行くまでに皆さん家の周りに出されていますよね。テレビ等で見ていると、全部家の周りの道に置いてあります。そこに置けばいいのですか。その近くに。自分の家の前に出せば、誰か持つて行ってくれるのですか。それは市で運んでくれるのですか。仮置場には誰が持つて行ってくれるのですか。

事務局：市の立場としては、厳しい言い方になりますが、あくまでも個人の責任で仮置場を持って来て頂きたいと考えています。ただし、災害発生時には家の前や道路の端にごみが出されるということは、どの災害でもあり得ることなので、最終的には市がボランティアさんの手を借りながら処理していくかなければいけないと考えています。

副会長：「仮置場まで持つて行ってください」とするのであれば、二重手間になると思います。家の前に並べて、それを車に積んで持つていかなければならない。最初から車を準備して、積んで持つて行けば1回で終わると思います。その辺りは、そうするように決めないと。誰が持つて行ってくれるのかと思いながら、テレビを見ていました。

会長：熊本地震や昨年の西日本豪雨でもすごく大きな問題になっています。我々は、勝手仮置場と言っていますが、市の開設した仮置場が遠くにある場合や、そこに運搬する手段がない場合に自然発生的に家の前に排出され、回収する車も通れない状況になります。環境省でも、去年辺りから勝手仮置場をどう解消するかといったことを議論していますが、今回の台風第19号の事例では、それが活かされませんでした。私も国の委員会に入っていますが、今おっしゃっていただいたように、行政もある程度回収に回るという仕組みも考えておいた方がいいのではないかとの提案を持っています。もし、皆さんのお声が多いのであれば、是非京田辺市でも検討されてはどうですか。

特に、畳などの水を含んだものを素人が取り扱うのは大変です。確かに、熊本県益城町では、トライアルとして「小さな物は自宅で置いておいてください」として、畳などの取り扱いにくい物は「今日回収します」といったようにして、一気に回収に回るといった方法をされていたと思います。しかしながら、少なくとも家の前に全部出すのではなく、敷地内である程度分別するような形を整えていただかないと、全部混合ごみになってしまいます。一度混ざってしまうとその後の処理過程がすごく大変になります。そういうお願いもしています。

副会長：そのところを書いた方がいいと思います。

委員：畳は腐敗の問題が発生します。特に夏場では、家の周りは臭くなり、とてもじゃないですが持たないです。腐敗の問題が大変なことになる。大量に出した場合、市の車でも運べないです。

会長：計画にも記載していただいているが、いわゆる受援といい、支援を受けるといったものも含めて考える必要があります。京田辺市では行かれていなかかもしれません、色々な市で福島や長野へ応援に行かれています。他市からの応援部隊やボランティアさんに入っていただいて、まずは畳上げをしてから出すという段取りをつけた後、応援の車両を使って回収するといったシステムチックな方法を考えてもいいのではないかと思っています。もし、皆さんのお声があるのであれば、計画への掲載も是非検討していただいたらどうかと思います。

副会長：畳の数は昔と比べて随分と減っていると思います。だから一戸の家にどれくらい畳の数があるかが分かれば、どのくらいで回収可能か、簡単に計算できるのではないかと思います。畳は何枚ありますかと聞いておけば。地区の班長に言って住んでいる人の数を数えたりするので、その時に併せて畳の枚数も聞いておけばいいと思う。

会長：去年の水害などの事例で、災害廃棄物発生量の原単位が算出されています。また、畳だけではなく色々な物が排出されます。家電製品に関しては、災害があっても家電リサ

イクル法でリサイクルに回すことが出来るので、分別していただくことも含めて、是非、住民の方が何をしたら良いかが分かる計画にしていただければと思います。そこまでしている自治体はなかなか多くないのでトライアルになりますが、これだけご意見いただきたいので、ご検討いただきたいと思います。

水害の話でいきますと、最近策定されている自治体では、事前に出来ることを書き込まれているところもあります。特に水害の場合は、発生する可能性が高いと分かりますので、テレビや貴重品を2階に上げるといった住民への周知も計画に入れていただいてもいいのではないかと思います。

もう一つ、基金化のご提案をいたしましたが、京田辺市では社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを立ち上げる想定になっていると思います。そことの兼ね合いがあると思いますので、一度事例をお調べいただいてもいいかなと思います。基金のところで申し上げたように、全市的に収集車を走らせるといったことや、ボランティアの宿泊所になるようなところを支援するとか、色々な可能性は有ると思います。まずは、その辺りの事例の収集をしていただければいいと思います。他に何かありますか。

委 員：概要版の方の「8. 仮置場の配置と選定という項目において、公園、グラウンド、公民館と書かれており、仮置場必要面積 36.6 ヘクタールとされていますが、それだけの仮置場はあるのか、ないのかお聞きしたいです。

事務局：街中の小さな公園も含めれば、なんとか確保できると思っています。ただし、仮置場として使いたくても、仮設住宅の建設予定地や自衛隊、警察、消防の応援部隊が基地として使うようになれば、また数字としては変わってくると思います。

委 員：木津川グランドはその面積の中には入っていますか。水害の時によく浸水しているので・それは入っているのか、除いているのか。

事務局：河川敷については、基本的には使えないという想定です。今回の台風でも浸水しており、そこに仮置きをした場合は流されてしまいますので、河川敷の公園等は入れない形で考えています。

会 長：ここは一番シビアな部分で、色々な部局で取り合いとかもあります。最後に返還することも含め、かなり難しい話です。今回の台風第19号の事例を見ていただいて分かるように、発災の翌日にはごみ出しが始まりますのでスピード感を持って対応する必要があります。計画が完成した後、先程の住民目線でしっかりと排出するところから対応していくだく。その代わり、こういうところで皆さんのご理解をいただいて、お互いに努力していくのがいいのかなと思います。また、運営にあたっては地域の方、自治会長さんの気合いひとつで変わりますので、その辺りについて日頃からコミュニケーションを取って理

解していただくことも十分な研究になると思います。次回、是非しっかりと住民目線を取り入れていただければ、その辺りも変わる可能性はあるかと思いますので、また相談していただくようにお願いします。

副会長：仮設トイレについて、民間事業者との協定等と書かれていますが、トイレはいくつでもあるのですか。

事務局：防災部局の方で協定を締結していますが、京田辺市だけで災害が発生する訳ではなく、この辺り一帯において被害が発生するので、正直なところ取り合いになるのではないかという話でした。また、どれくらいの量が確保できるのかということも、正直わからないという話でした。

副会長：そのところをきちんと確保できるか、出来ないか、分からないと駄目ではないか。こういう時にはこれだけは確保できるとか、これだけはどうしてもいるとか。毎日借りているのであれば保障されるかもしれません、そのときだけ数を確保したいというのは、なかなか難しいです。だから、トイレが借りられなかった場合にどうしたらいいか。やはりそこが問題ではないかと思います。

事務局：京田辺市では、し尿を仮設トイレで収集するより凝固剤で固めて、それを燃えるごみとして処理することを基本に運営していきます。仮設トイレについては、できる限り必要数を確保できるように、もう一度防災部局と話し合いをさせていただきたいと思います。

会長：マンホールトイレとか色々なオプションが出ているので、是非、ご検討いただければ思います。処理自体は出来ると見ればいいのでしょうか。

事務局：災害廃棄物発生量が 122 万 3700 t と本市で処理できる量をはるかに超えていますので、最終的には、広域的な支援が必要になると思っています。京都府、国と調整しながら、処分を進めなければいけないと思っています。

会長：そういう意味では、今回は計画を作ったという状況だと思います。京都府もそうですが、今回の災害でも色々な市町村が応援に行かれています。人数的な余裕の問題もあると思いますが、是非、京田辺市としてどこかの支援に行ってみてはどうですか。そういうご縁が次の支援に結びついで、あの時にお世話をになったからとか、そういったことで結構活きてくると思いますので、今回の被災地の支援についても検討されてもいいのかなと思います。この問題は結構根深くて、災害があった時には災害廃棄物として一気に排出されますが、逆に災害がない時でも、空き家も含めて廃棄物になる可能性が多いと捉え

ることができます。災害が起こった時だけの問題ではなく、平時からどのようにスマートな暮らしをしていくか、そういうことも考えなければならない課題だと考えています。まずは素案ということですが、今回、かなりハードルの高いご意見をいただきましたので、現段階でどこまで出来るのかといったことを考えていただきたいと思いますし、私も微力ながら相談に乗らせていただきたいと思っています。貴重なご意見ありがとうございました。

委 員：災害対策基金について、議論いただけないでしょうか。

会 長：先程もお話したとおり、社会福祉協議会を含め、災害対応がどうなっているかの確認を市の方でしていただき、事例も確認していただいてから議論に移ってはどうかと思っています。

委 員：せっかく問題提起した意見なので。京田辺市が日本で初めてやる訳ではなく、他の市町村でもやっている方法です。議論の順番はあるかもしれないが、この審議会の一つの意見として尊重して運営して欲しいと思います。

会 長：私もこの場で絶対入れて欲しいと結論付ける程の情報を持っていませんので、事務局の方で情報収集をしていただき、議論していただくということでお願いします。

委 員：分かりました。

会 長：また逆に、こういった事例があると教えていただければ、それも参考に進めていただきたいと思います。

事務局：その基金の話ですが、防災部局の危機管理官には話を投げています。ここで意見をいただくのはかまいませんが、最終的には、予算の話になりますので、もう少し市の中で議論をさせて欲しいと思います。

会 長：ありがとうございます。良い発議をいただいているので、またこの場でも進捗をみてみたいと思います。

【その他（1）一般廃棄物収集運搬新規許可について】

事務局：（事務局より説明）

会 長：何か、ご意見ありますか。

委 員：勉強不足で申し訳ないのですが、この許可についての基準等はあるのですか。許可を貰っていない業者の方々が勝手にごみを持っていってしまうという事態が起こっていますが、罰則規定がなかつたりします。子ども達の通学路で、出勤・通学の時間帯に大きいトラックで来ていて危なかつたりするので、今後、許可をする際の基準の見直しであったり、どういう選定基準で許可をされていくのかというビジョンがあれば、ご教授していただきたいと思います。

事務局：一般廃棄物の収集運搬には市の許可が必要になります。平成27年度に許可制度を設け14業者に許可をしています。現在、申請の受付はストップしている状態ですが、随時申請の相談はあります。

空き家などの問題が出てくる前は、許可業者を増やさなくとも、既存の14業者で一定対応できると考えていましたが、昨今の空き家問題や残置物、遺品整理の件数が増えてきた中で、この14業者で対応できるかといったことを以前の審議会の中でもお話をさせていただきました。

今、委員にご質問いただきました抜き去りの件につきましては、市民の方からも電話等でお声をいただく中で、随時早朝パトロールを実施して、注意や写真を撮るといった対応をしているところです。今後、市民の声を受けて、時期は未定ですが、罰則規定を盛り込んだ形を検討している状況です。

委 員：それに付隨して言うと、罰則を作ることは簡単ですが、罰則で厳しくすると、もっと悪質な者が出てくるかもしれない、ルールをもっと明確にして、間口を広げてはどうですか。その上で、ルールを遵守しなければ一切出来ないといったルールの作成を検討されてはどうか。ルール自体は許可制度を作る際に作成されていると思いますが、ルールの見直しといった動きは、今されているのですか。

事務局：質問に上手く答えられてなければ申し訳ないのですが、許可業者は許可を取得された上で契約した事業所等から収集をされるという形になっており、許可業者が抜き去りをすることはあり得ないと考えています。その許可制度の中で、ある程度ルールを守らない者に対しての指導ということは従前からあります。それ以外におっしゃっていただいた抜き去りについて、法的に抑止力をかけられるものが罰則化になりますので、それを一定抑止して行ければと考えています。

委 員：条例整備で抑止力を作ることは出来ますが、そうした業者はそれが目当てではなく、許可が欲しいというのがあるのかもしれない。許可を与えてルールに遵守してやってもらうための窓口もあってはどうかと思いました。

会長：今の許可を与えるかどうかの基準は許可の要綱等に明記されているという理解でいいですか。そこは見直しが必要であれば見直せば良いと思います。

一方で、抜き去り行為に関しては抜き去り条例で踏みこむかどうかは別の議論で、今、基準を見直して業者をふるいにかけるといった考え方もあるってもいいのではないかと思います。その辺りを一度整理していただいて、周辺で持ち去り関係の条例を制定されているところについて、この機会で調べればいいと思います。

また、災害時には民間の力を借りないといけない場面もありますので、そういう意味で民間業者の状況を把握しておくことも重要かと思います。

委員：この14業者だけがごみ処理施設に搬入可能ということですね。それに対しては料金を徴収されているということですが、一般廃棄物処理業者という何か目印になるものもありますか。京都市の場合は番号を付けており、これは一般廃棄物処理業者であると一目瞭然で分かる訳ですが、京田辺市では見たことがないです。どこを走っていますか。昼に走っていますか。夜間収集をされているのですか。

事務局：京田辺市でも許可業者の車両にはステッカーが貼り付けられており、昼間に走っています。夜は走っていないという訳ではありませんが、夜中だけ走っているということはないと思います。

委員：飲食店などは終了時間が夜遅くになります。大体は、営業終了後に収集に行き、夜間にごみ処理施設に持っていくというパターンではないですか。

事務局：ごみを排出されるところによると思います。一般廃棄物として夜に収集され、ごみ処理施設の開いた時間に持ち込まれることが多いです。夜に収集され、夜にごみ処理施設に持ち込まれるのは、産業廃棄物の事例ではないかと思います。

会長：他はいかがでしょうか。色々と宿題も沢山ありますが、ご意見をいただけるのはありがたいことだと思っていますので、是非今後に繋げられるように今一度整理していただき、どう議論していくかを聞かせていただきたいと思います。

以上で用意していただいた案件は終わりましたが、今後の日程等について事務局よりお願いしたいと思います。

事務局：【次回の審議会の日程等を説明】

会長：次回の審議会まで1ヶ月以内ということで、今日議論していただいた内容を受けて進化を楽しみにしながら、皆様とまたお会いしたいと思います。今日以降、後から資料を見て気になった点とか、次回以降こういった情報が欲しいとか、そういうことがあり

ましたら遠慮なく事務局に言っていただき、また議論できればと思います。本日の案件は以上になります。それでは事務局に進行をお返しします。

事務局：会長ありがとうございました。それでは、これをもちまして本日の会議を閉会させていただきます。委員の皆様、ご苦労さまでした。

【閉会】